

令和 7 年 9 月 1 9 日
相 模 原 市

納税者の皆様へ

固定資産税・都市計画税の納期限決定のお知らせ

令和 6 年能登半島地震により多大な被害を受けられた方におかれましては、心からお見舞い申し上げます。

さて、相模原市では、この度の災害時に次に掲げる指定地域に住所を有していた方につきましては、令和 6 年度及び令和 7 年度の固定資産税・都市計画税の納期限を延長しております。

この度、延長後の納期限につきまして、次のとおり定めましたのでお知らせいたします。

なお、納付書につきましては、そのまま使用できますので、納期限は次のとおり読み替えてご納付いただきますようお願いいたします。

1 指定地域

指 定 地 域	
石川県	輪島市、珠洲市、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

2 対象となる方

令和 6 年 1 月 1 日において、指定地域に住所を有していた方

3 延長している納期限

○令和 6 年度 固定資産税・都市計画税

納期	本来の納期限	延長後の納期限
第 1 期	令和 6 年 5 月 3 1 日	令和 7 年 1 0 月 3 1 日
第 2 期	令和 6 年 7 月 3 1 日	
第 3 期	令和 6 年 9 月 3 0 日	
第 4 期	令和 6 年 1 2 月 2 5 日	

○令和 7 年度 固定資産税・都市計画税

納期	本来の納期限	延長後の納期限
第 1 期	令和 7 年 6 月 2 日	令和 7 年 1 0 月 3 1 日
第 2 期	令和 7 年 7 月 3 1 日	
第 3 期	令和 7 年 9 月 3 0 日	
第 4 期	令和 7 年 1 2 月 2 5 日	変更ありません

4 納付について

延長前の納期（本来の納期限）により、ご納付いただくことについては、差し支えございません。

5 お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、次の担当までお問い合わせください。

○固定資産税・都市計画税に関すること

資産税課 賦課・償却資産班 0 4 2 - 7 6 9 - 8 2 2 3 (直通)

○納付方法・口座振替に関すること

納税課 収納管理第1・2班 0 4 2 - 7 6 9 - 8 2 2 5 (直通)

○納税相談に関すること

納税課 収納整理第1・2班 0 4 2 - 7 6 9 - 8 3 0 0 (直通)

改めて、被災されました地域の日も早い復興、皆様のご健康を心からお祈り申し上げます。